

# 那覇市新文化芸術発信拠点施設管理運営実施計画 【概要版】



平成30年3月 那覇市

## 市民参加

次のような方法での取り組みを検討します。

- ① 鑑賞者としての参加：友の会など鑑賞事業へ誘う仕組みとします。
- ② 参加型事業への参加：市民が自ら体験することで文化芸術に関する知識や経験を深めるとともに、日常の活力や新たな目標へとつながるような参加者同士の交流の機会とします。
- ③ 運営への参加：拠点施設の活動をより理解し応援してくれる支援者・サポーターを拡げていくために、拠点施設が行う事業の運営へ参加してもらう仕組みをつくりまします。主催事業の際の客席案内やもぎり対応の支援などを行うサポーター組織として運営に市民が参加することなどを行います。また、文化行政審議会の市民委員として年間の事業評価、取り組みへの改善策に提言をいただき、次年度以降の事業方針、事業計画にも参画いただきます。
- ④ 事業企画としての参加：市民が事業を企画し主体的に運営する機会を設けます。

## 開館に向けた事業展開

### プレ事業、開館記念事業

- ◆ 施設の理念や事業方針を早い時期から発信し、多くの人に開館への期待を高めてもらうために、開館するまでの間を活用しプレ事業を行います。職員が経験を蓄積するとともに、市民、活動団体などとの関係を作っていく機会とします。
- ◆ 開館する2021年度は市制施行100周年という節目の年であるため、開館記念事業は、「市制100周年、拠点施設開館記念」等を冠した事業を公募する等、市内外の文化芸術関係機関と連携して取り組みます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度
プレ事業の検討			プレ事業	開館	
開館記念事業の検討・経費想定・予算調製		開館記念事業の企画・立案	開館記念事業の制作・営業	開館記念事業	
通年大型事業の検討		通年大型事業の経費想定・予算調製	通年大型事業の企画・立案		通年大型事業展開
通年事業の検討		通年事業の経費想定・予算調製	通年事業の企画・立案		通年事業展開
		専門職配置(段階的に増員)			

## その他

### 計画推進体制

適正で効果的・効率的に管理運営されていることを検証するとともに、運営状況や問題点等を把握し、事業目標達成に向けた運営改善を目的として定期的に評価を実施します。

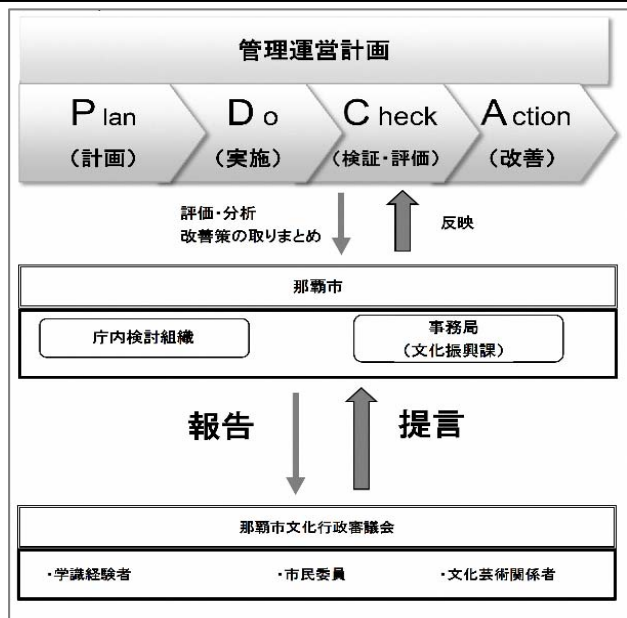
評価に際しては、管理運営基本計画で整理した目標達成の目安とするための成果指標を設けます。また、庁内に計画推進委員会を設置、文化行政審議会へ報告し、施設の運営に反映させていきます。

### 愛称・ロゴマーク

親しみを持ってもらい、全国的な知名度を高めていくために施設の愛称を公募することを、ネーミングライツとの関係性にも考慮しながら検討していきます。

### スケジュール

	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度	2021年度
施工者選定		建設工事	竣工引渡	開館
		条例制定	習熟訓練	
		施設提供受付準備	施設提供受付	
		プレ事業		開館記念事業



## 事業計画

### 主要事業計画

#### 【年間事業計画(例)】

事業	内容
創造事業	作品創造に向けたWS/作品創造に向けた試演会/拠点施設プロデュース公演/
発信事業	市民参加舞台芸術公演/文化コンテンツ育成発信事業 など
鑑賞事業	鑑賞入門公演/ミュージカル公演/誰でも舞台芸術公演 舞台芸術公演(大型公演)/舞台芸術公演(小規模公演)/伝統芸能公演/ クラシックコンサート(オーケストラ等)/クラシックコンサート(室内楽等)/鑑賞講座/ 共催・提携・後援公演 など
普及事業	体験型ワークショップ/バックステージツアー/ランチコンサート/アウトリーチ活動 など
育成事業	連続養成講座/ジュニア教室/文化芸術活動支援事業 など
交流事業	拠点施設フェスティバル/交流型ワークショップ/インターンシップ、大学との連携(教育機関との連携)/文化施設連携/機関誌発行/文化芸術情報センター運営 など

### 開館初期の事業展開

管理運営基本計画では、開館から5年間を初期とし、施設の土台を作り上げ、広く拠点施設を認知してもらうための期間として定めています。

開館初期は、幅広い多彩な鑑賞事業や普及事業を展開することで文化芸術に触れる機会を多面的に設け、観客層の育成、文化芸術に接する人を増やすなど、すそ野を広げていきます。

特に官民の教育機関や福祉分野との連携・協働への働きかけとして、小・中学生や高校生などの次代を担う世代が鑑賞事業に参加する枠組みを構築していきます。福祉分野においては、拠点施設に来ることのできない方たちなどに文化芸術に接する機会を届けるアウトリーチ事業や、子育て世代に向けたワークショップなどを行っていきます。

また、周辺地域とのまちづくりにもむけた連携に取り組んでいきます。具体的には、近隣の商店街との関係づくりを行い、事業プログラムと連動したサービスの提供などを働き掛け、より多くの市民や那覇市を訪れた方々が拠点施設に足を運ぶようにしていきます。

### 広報計画

費用対効果を検証しながら次の媒体で広報を行います。

- ①紙媒体：機関誌等、施設案内リーフレット、年間プログラム(公演スケジュール)冊子、会員向け情報誌等
- ②インターネット等の活用：各種WEBサイト(拠点施設独自のホームページ、那覇市ホームページなど)、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の活用/メールマガジン等
- ③外部媒体の活用：マスメディア等への出稿、記者発表、交通広告(バス、ゆいレール等)、市内掲示板等

## 管理運営

### 運営母体

#### ■新文化芸術発信拠点施設における運営方式

拠点施設の管理運営形態については、拠点施設の果たすべき役割や、想定している事業展開等を考慮したうえで比較検討を行いました。その結果、拠点施設の主たる目的である文化振興及び教育・福祉・交流の分野について、採算性の低い分野の事業についても積極的な展開が期待されること、事業経験の蓄積や、地域・関係団体との関係継続、文化施策調査等による高い専門性と事業継続性が期待されること等から、専門性を備えた公益的団体により指定管理を行うことが、拠点施設の担う役割や市の文化政策上の観点から望ましいと考えられます。

しかしながら、専門性を備えた公益的団体による指定管理の方法については、開館準備・業務移行における課題が多く、組織を担う専門的人材や・受け皿となりうる団体が県内に育っていない現状においては、開館時の運営形態として実現性が乏しい状態にあります。したがって、開館後、当面は運営全般に課題が少ない直営での運営を行います。

ただし、開館前から、運営組織の中核を担うべき人材を育成し、利用者の視点にたった運営を引き継ぐとともに、まちづくりや経済効果を意識した事業展開については民間のノウハウも取り入れながら、開館後5年をめどに、専門的な人材・ノウハウを備えた公益的団体による指定管理へ移行することを目指すことが望まれます。

### 組織体制

#### ■専門職の配置

理念や果たすべき役割を拠点施設の事業計画を実行するため、劇場、音楽堂等での実務経験を持つ専門職を配置します。また、必要に応じて他分野の各種専門家をアドバイザーとして選任し、連携して検討を行います。中核を担う専門職については、開館前からオープニング事業に参画できるようにします。

#### ■事業検討委員会設置

県内外で文化事業の企画運営に高い実績を持つ専門家等で構成する事業検討委員会を設け、プレ事業、開館記念事業、開館後の事業について、実施期間や演目、目的や方針等を定めます。

#### ■開館までの必要職員数想定

	想定される必要人員数			
	2018年度 (平成30年度) (開館3年前)	2019年度 (平成31年度) (開館2年前)	2020年度 (開館1年前)	2021年度 (開館年度)
統括責任者(館長)		1	1	1
総務部門		1	2	8
事業部門		3	6	13
技術部門		1	3 <sup>※2</sup>	15
合計		6	12 <sup>※3</sup>	37

※2 竣工・引渡（H32年12月予定）以降は、3名を加え合計6名が必要となる。  
 ※3 竣工・引渡（H32年12月予定）以降は、合計15名が必要となる。  
 ※外部へ委託する業務も含む。

### 収支に関する取組み

収支に関して、以下に取組みます。

- ①施設提供の事業化：一般的には総務部門で行う貸館業務を、事業部門で貸館事業として事業化し、広報・営業や、目標数値設定を行うことで、施設の積極的な活用を図るとともに、自主事業との期間重複調整等も容易となり、事業効率を高めることで、より多くの施設提供を可能とし、使用料収入の確保へつなげます。
- ②自主事業財源確保：保存・継承事業や、教育・福祉・交流事業等、収益は見込めないものの実施する必要性が高い事業に充てるため、積極的な施設提供事業を展開し、自主事業においては、鑑賞機会の提供と採算性のバランスを考慮しながら適切な価格設定を行うとともに、収益性の高い事業も実施して、自主事業財源の充実を図ります。
- ③公的助成金活用：専門人材の育成、特色ある事業展開等、公的機関の助成金応募の要件として求められる施設運営を継続し、助成金を積極的に活用します。
- ④協賛金：企業や団体から協賛金を募り、施設や文化芸術団体だけでなく、社会全体として文化芸術を支援していけるような仕組みの構築を目指します。

## 施設運営計画

### 諸室の整理

室名	概要	室名	概要
大ホール	約1,600席の、様々な分野の舞台芸術作品の上演に対応可能な基本性能を備えたホール。客席は3階席まであり、1階席のみ利用、1～2階席利用の場合といったように、段階的に利用できるようにします。	大練習室2	音の響きを重視した練習室。
		練習室1～4	様々な分野に利用できる小規模な練習室。
		会議室兼託児室	託児室として利用する場合以外は、会議室として貸し出します。
		展示ギャラリー	作品の展示ができる空間として利用できます。
小ホール	約300席の舞台や客席に変換機能を備え、平土間利用もできる多目的ホールです。	ウナー	共用部として、だれでも利用できる空間であり、部分的な占有利用も可能とします
大練習室1	大ホールの主舞台と同程度の広さの練習室。小規模な発表会やイベントなどにも利用できます。	外部空間敷地	部分的な占有利用ができるよう、使う広さの面積に応じた料金を設定します。

※ホールの利用がない場合には、当該利用のないホールの楽屋を有料で貸出すことを検討します。

### 管理規則

#### ■管理規則

施設における利用の規則については、次の方針で検討を進めます。

休館日	年末年始（12/29～1/3）、毎月第1・3月曜日（月曜が休日にあたる場合は火曜に振替）	
開館時間	9:00～22:00 時間前入館や延長利用などの要望にも対応できる仕組みを検討します。	
利用区分	大ホール、小ホール 大練習室の公演利用	3区分 6パターン 午前（9:00～12:00）/午後（13:00～17:00）/夜間（18:00～22:00）/昼間（9:00～17:00）/昼夜（13:00～22:00）/全日（9:00～22:00）
	練習室	区分利用を優先的に受付し、以降は1時間単位で貸出し
	展示ギャラリー	1週間
申請時期・方法	大ホール、小ホール 大練習室の公演利用	13月前から
	練習室	6月前から
	展示ギャラリー	13月前から
連続利用日数	2週間以上の連続利用を行う場合は、利用の可否を審査します。	

※練習室をホールにおける本番利用と一体利用する場合はホールと同時に申請できるようにします。

#### ■使用料金

使用料金設定の考え方は以下のとおりです。

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の利用しやすい料金設定を検討します。</li> <li>使用料金については、施設の理念や近隣文化施設の状況等を踏まえ、本市の定める「受益者負担の適正化に関する指針」（以下、「受益者負担の指針」という。）の考え方にに基づき、安定的かつ持続的な運営を可能とする料金体系を設定します。</li> <li>利用目的に応じた料金の区分設定を検討します。</li> </ul>
大ホール 小ホール 大練習室の公演利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日の料金は土・日・祝日の料金と比較して低く設定します。</li> <li>付帯設備使用料金は、施設使用料金とは別に料金を設定します。</li> <li>空調使用料金は、施設使用料金とは別に料金を設定します。</li> <li>施設使用料金は、入場料の金額に応じて異なる料金を設定します。</li> </ul>
練習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての時間帯で均一の時間単位料金を設定します。</li> </ul>
展示ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間単位での使用料金を設定します。</li> </ul>

受益者負担の指針に基づいた減免制度を設けます。